

総基料第138号
令和3年6月8日

KDDI株式会社
代表取締役社長 高橋 誠 殿

総務省総合通信基盤局長
竹内 芳明

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく
モバイル音声卸に係る接続による代替性の検証結果について（通知）

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）が当該第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する音声伝送役務（以下「モバイル音声卸」という。）については、本年2月に貴社より、モバイル音声卸の代替手段となる接続機能（以下「プレフィックス自動付与機能」という。）が実装された旨の報告があったことから、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（昨年9月25日報道発表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「ステップ1：接続による代替性の検証」を実施した。

その検証結果について、貴社に対し、下記のとおり通知する。

記

プレフィックス自動付与機能による接続における電気通信設備の利用形態はモバイル音声卸と異なるものの、利用条件はモバイル音声卸に用いられる電気通信設備と一定程度の同等性が確保されている。他方で、プレフィックス自動付与機能の利用にSIM交換（改修予定有り）を要することとなっており、SIM交換以外の制約的条件が含まれる可能性がある中、提供条件が公表されて間もないことから、現時点で当該接続における電気通信設備の利用形態及び利用条件がモバイル音声卸のものと同様と判断することは困難である。

また、プレフィックス自動付与機能による接続の役務提供範囲は、モバイル音声卸の役務範囲とは異なるものの、緊急通報等をコストベースの卸役務で提供することで実質的に同様の役務を提供可能となっている。

さらに、卸料金の値下げが一定程度行われたこと等から、接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に一定程度寄与していると考えられるものの、その提供条件が公表されて間もない状況にあることにより、卸交渉の進捗に流動性が見られること等から、現時点で、その卸交渉の適正化への寄与を判断することは困難である。

以上のことから、今般の検証結果は、評価保留とする。なお、本年12月までの接続機能の存在や交渉状況等を踏まえ、改めて卸契約交渉の適正化への寄与について判断することとする。

なお、卸契約交渉の適正化を図る上で、MNOがMVNOに対して活発な交渉に資する情報の積極的な提供に努めることが重要であるが、MNOとMVNOの間に存在する情報の非対称性が存在するため、それを是正する等の方策について、総務省において、制度整備の可能性も含めて検討する用意があることを参考までに付言する。

また、ガイドラインに示す各項目に基づく評価は以下のとおりである。

a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。

- ・代替手段となる接続機能としてプレフィックス自動付与機能を実装している。
- ・接続の設備利用形態は、貴社のIMSと接続の相手方の音声交換機と接続することになるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については、中継市場に一定の競争が機能していること、接続と卸で課金単位が同様の構成（基本料金＋従量料金）となり、MVNOが貴社と直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられる貴社設備の利用について一定程度の同等性がある一方で、SIM交換（改修予定有り）を要することとなっている。また、SIM交換以外の制約的条件が含まれる可能性があるものの、その提供条件が公表されて間もない状況にある。
- ・なお、モバイル音声卸と同等となる設備利用形態の接続形態としては、例えばIMS接続が挙げられる。

b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

- ・接続では緊急通報等がMVNOにより実質的に提供されないため、プレフィックス自動付与機能による接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、当該接続に付随する卸役務として提供する緊急通報等についてコストベースで提供することとしており、実質的に当該接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能となっている。

c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。

- ・ モバイル音声卸の料金については、プレフィックス自動付与機能の実装以降、一定の値下げが行われた。
- ・ モバイル音声卸の料金は、接続料金に、卸役務の提案、申込受付、契約締結等にかかる営業費、事業運営に必要な利益等モバイル音声卸の提供に必要な費目を合理的な範囲で加えたものであり、コストとの連動が認められる。
- ・ モバイル音声卸の料金値下げが行われ、MVNOとの卸交渉の適正性に一定程度寄与していると考えられるものの、①MVNOが交渉を行う上で有益となる接続と卸の差異等に関する説明状況は区々であり、引き続き貴社とMVNOの間で情報の非対称性が存在すること、②協議を継続中のMVNOが存在する等、卸交渉の進捗に流動性が存在すること等から、現時点で、卸交渉への適正性への寄与を判断することは困難。

以上